

自筆証書遺言制度の見直しについて

相続に関する民法の改正

平成 30 年 7 月 6 日、民法における相続に関する改正法案が可決・成立しました。今回の相続法分野における改正は、昭和 55 年以來の大きな見直しであり、社会の高齢化など社会経済情勢の変化に対応する観点から、多岐にわたる改正項目が盛り込まれました。特に、近年注目される事が多くなった『終活』に備えた遺言書作成に際し、自筆証書遺言の方式を緩和する見直しが行われています。

【自筆証書遺言の方式緩和】

(1) 現行制度

自筆証書遺言を作成する場合、財産目録を含めた全ての記載を全文自筆する必要があり、特に財産が多数ある場合は相当な負担となる場合が多かった。

また、代筆やパソコン等で作成した文書は有効にならず、文書を修正する場合は、定められた要式で訂正する必要があり、作成者の負担が大きい問題あり。

(2) 改正後の制度

財産目録の部分について自署する必要はなく、パソコン等で作成したものでも有効とされた。但し、自署していない財産目録については作成した全ページに署名及び押印が必要となる。

財産目録が変更された場合は、修正した新しい財産目録に署名・押印した上で加除訂正を行うことが認められる。

(3) 施行時期

公布の日（平成 30 年 7 月 13 日）から 6 ヶ月を経過した日（平成 31 年 1 月 13 日）

【自筆証書遺言の保管制度の創設】

(1) 現状

自筆証書遺言は自宅で保管されることが多く、遺言書が発見されなかったり紛失や偽造・破棄などの恐れがあった。

(2) 改正後の制度

自筆証書遺言を、公的機関である法務局に保管する制度が設けられました。

遺言者が自ら作成した自筆証書遺言について、遺言書保管所として指定された（住所地若しくは本籍地又は所有不動産の所在地を所轄する）法務局に対して、当該遺言の保管申請を行うことが出来ることになりました。

また、法務局に保管された自筆証書遺言については、偽造等の恐れがないことから家庭裁判所による検認手続きが不要とされました。

(3) 施行時期

公布の日（平成 30 年 7 月 13 日）から 2 年を超えない範囲内で政令で定める日